

グラウンドの利用について

① 使用資格

八尾市内の中学校・高等学校

② 使用の許可と禁止

以下の項目に該当する場合には使用を許可しません。

- ・ 危険物の持ち込み、破壊行為、風紀を乱す恐れのある場合。
- ・ 喧騒、その他、他の使用者に迷惑になり、管理上支障があると認める場合。
- ・ 営利を目的にすると認められる場合。
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になるとき。
- ・ その他、目的外の使用等、館長の指示に反することを行うと認める場合。

③ 使用申し込み手続き

- ・ 所定の利用者申請書に必要事項を記入してください。

④ 使用できる時間

- ・ 午前9時30分から午後4時30分まで
- ・ 基本2時間（但し、次の利用を待つ学校がない場合は1時間の延長可）

⑤ 使用定員

- ・ 1校のみ

⑥ 使用の心得

- ・ 利用者の責任において破損したり紛失した場合、損害賠償の責任を負っていたきます。
- ・ 館内での飲食は原則禁止です。（水分補給等は可）
- ・ 使用した物、場所の整理・整頓をお願いします。
- ・ 管理者の指示に従って使用してください。

※使用の申請内容や心得等に違反があった場合には、次回からの貸館をお断りすることがあります。